

別表第二 12 伊勢原大山インターチェンジ周辺地区地区整備計画区域

伊勢原都市計画伊勢原大山インターチェンジ周辺地区地区計画

令和 3 年 1 月 8 日都市計画決定 市告示第 2 号

位置面積 伊勢原市上粕屋字石倉上、字石倉中、字的場、字立原、字久保上、字御伊勢ノ森、字黒岩、字舟久保、字神成松、字山王原及び字秋山上 地内 約 28.2ha

計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ		カ	キ
	建築等をしてはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	(ア)	(イ)	建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
産業地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗又は飲食店（ただし、工場又は事務所に併設される店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートル以下のものを除く。） (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第 130 条の 6 の 2 に規定する運動施設 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 図書館、博物館その他これらに類するもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (9) 公衆浴場 (10) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (11) 自動車教習所 (12) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） (13) 畜舎 (14) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (15) 法別表第 2(る)項第 1 号(1)から(22)まで、(24)及び(29)から(31)まで並びに第 2 号に掲げるもの			10,000 平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離	3.0 メートル		道路境界線に面して設ける垣又は柵でコンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが 0.6 メートルを超えるもの
居住環境調和 A 地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 事務所 (2) 診療所又は保育所 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 工場（法別表第 2(ぬ)項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる事業を営む工場を除く。） (5) 研究所 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第 130 条の 4 に規定する公益上必要な建築物 (7) 前各号の建築物に附属するもの			2,000 平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離	2.0 メートル	31 メートル	道路境界線に面して設ける垣又は柵でコンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが 0.6 メートルを超えるもの
居住環境調和 B 地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 事務所 (2) 診療所又は保育所 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 工場（法別表第 2(ぬ)項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる事業を営む工場を除く。） (5) 研究所 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第 130 条の 4 に規定する公益上必要な建築物 (7) 前各号の建築物に附属するもの			2,000 平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離	2.0 メートル	25 メートル	道路境界線に面して設ける垣又は柵でコンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが 0.6 メートルを超えるもの
居住環境調和 C 地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 事務所 (2) 診療所又は保育所 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 工場（法別表第 2(ぬ)項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる事業を営む工場を除く。） (5) 研究所 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第 130 条の 4 に規定する公益上必要な建築物 (7) 前各号の建築物に附属するもの			1,000 平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離	1.0 メートル	15 メートル	道路境界線に面して設ける垣又は柵でコンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが 0.6 メートルを超えるもの
					外壁等から隣地境界線までの距離	2.0 メートル		
					外壁等から隣地境界線までの距離	1.0 メートル		
					外壁等から当該地区整備計画の計画図（以下「計画図」という。）に表示する 1 号壁面線に当たる隣地境界線までの距離	5.0 メートル		
					外壁等から隣地境界線までの距離	1.0 メートル		

計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ		カ	キ
	建築等をしてはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限（外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度）		建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
					(ア)	(イ)		
居住環境調和D地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 工場又は事務所に併設される店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの (2) 事務所 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 診療所又は保育所 (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 工場（法別表第2(ぬ)項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業を営む工場を除く。） (7) 研究所 (8) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 (9) 前各号の建築物に附属するもの			2,000平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離 外壁等から計画図に表示する1号壁面線に当たる隣地境界線までの距離 外壁等から計画図に表示する2号壁面線に当たる隣地境界線までの距離 外壁等から上記以外の隣地境界線までの距離	2.0メートル 5.0メートル 4.0メートル 2.0メートル	18メートル	道路境界線に面して設ける垣又は柵でコンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの
産学交流A地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗又は飲食店（ただし、工場又は事務所に併設される店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。） (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に規定する運動施設 (5) ホテル又は旅館 (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (10) 公衆浴場 (11) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (12) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (13) 自動車教習所 (14) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） (15) 畜舎 (16) 病院 (17) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (18) 法別表第2(ぬ)項第1号、第3号及び第4号に掲げるもの			2,000平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離 外壁等から隣地境界線までの距離	2.0メートル 2.0メートル		道路境界線に面して設ける垣又は柵でコンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの
産学交流B地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に規定する運動施設 (5) ホテル又は旅館 (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (10) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (11) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (12) 自動車教習所 (13) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） (14) 畜舎 (15) 病院 (16) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (17) 法別表第2(ぬ)項第1号、第3号及び第4号に掲げるもの			2,000平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離 外壁等から隣地境界線までの距離	2.0メートル 2.0メートル		道路境界線に面して設ける垣又は柵でコンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの

計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ		カ	キ
	建築等をしてはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限（外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度）		建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
					(ア)	(イ)		
産学交流C地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に規定する運動施設 (5) ホテル又は旅館 (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (10) 公衆浴場 (11) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (12) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (13) 自動車教習所 (14) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。) (15) 畜舎 (16) 病院 (17) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (18) 法別表第2(ぬ)項第1号、第3号及び第4号に掲げるもの			2,000平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離	2.0メートル		道路境界線に面して設ける垣又は柵でコンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの
田園居住地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 長屋 (4) 事務所 (5) 診療所又は保育所 (6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 (7) 地区集会所その他これに類するもの (8) 原動機を使用する工場(ただし、法別表第2(と)項第3号、(ぬ)項第3号及び(る)項第1号に掲げる事業を営むものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの (9) 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(政令第130条の9の3に規定するものを除く。) (10) 農業の生産資材の貯蔵に供するもの (11) 地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他の農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の9の4に規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (12) 前各号の建築物に附属するもの			150平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離	1.0メートル	12メートル	

1 この表のエ欄における建築物の敷地面積の最低限度は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの
- (2) 土地区画整理法の規定による換地処分若しくは同法の規定により仮換地の指定を受けた土地又は同法の規定により保留地として定められた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの(産業地区を除く。)

2 この表のオ欄における壁面の位置の制限は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分には、適用しない。

- (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
- (2) 基準時において、現に存する建築物(増築又は改築等の場合、壁面の位置の制限を受ける部分を含まないものに限る。)
- (3) 田園居住地区のうち、建築物に附属する柱と屋根からなる自動車車庫で、軒の高さが2.7メートル以下のもの
- (4) 田園居住地区のうち、建築物に附属する物置その他これに類する用途に供するもの(自動車車庫を除く。)で、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの

※この資料は伊勢原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を調製したものです。